

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により，大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので，法第6条第6項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成16年10月21日

京都市長 榎本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

株式会社ギザミュージック

代表取締役 中西 大輔

大阪市西区北堀江1丁目3番17号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガトービル

京都市中京区河原町通蛸薬師上ル山崎町257番地

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となった日

平成14年12月25日

3 届出年月日

平成16年10月6日

（産業観光局商工部商業振興課）